

反問権の検討事項一覧表

(1) 反問権の付与（行使）に関する根拠の形式	区分(内容)	第1案	第2案
* 飯田市議会に適した取り決め形式は	会議規則、要綱	○	○

(2) 反問権を付与（行使）する対象	区分(内容)	第1案	第2案
* 議案に対して行われる委員会質疑は、議員が自己の意見を述べるできないため、理事者側から反問が生じることはなく、先例（先例集第6章第1節(4)）で認めた「質問趣旨確認権」の範囲までと考えていました。	①代表質問	○	○
	②一般質問	○	○
	③審議議案に対する質疑	○	○
	④委員会での質疑		○
	⑤協議の場（協議会等）	○	○
	⑥その他（議員の修正案）		

(3) 反問が行使できる者	区分(内容)	第1案	第2案
* どの範囲まで行使できる者とするか	①理事者側答弁者（市長及び執行機関の長、説明員）すべて		○
	②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ	○	
	③その他（ ）		

(4) 反問権の内容の範囲	区分(内容)	第1案	第2案
* 反問権として市側が問える内容の範囲を限定するか、否か * 議会側と理事者側が、反問権の内容の範囲について認識を共有する必要がある	①質問の趣旨や内容の確認をおこなうもの。「聞き直し」を含む。	○	○
	②質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの	○	○
	③質問の背景や根拠を問うもの		○
	④質問者へ代替案の提示を要求するもの又は、質問者の考え方を問うなどの逆質問を行うもの	-	-
	⑤質問者への反論	-	-

(5) 質問時間の扱い	区分(内容)	第1案	第2案
* 一般質問等で、反問権の行使により発生した時間の取扱い	①質問時間を含む	○	
	②質問時間に含まない		○

(6) 反問の回数	区分(内容)	第1案	第2案
* 発言回数 反問の(発言)の制限をするか、否か	制限する	○ 1回まで	
	制限しない		○

(7) 議長・委員長の裁量	区分(内容)	第1案	第2案
* 裁量の範囲の設定 反問の行使を認めるか否かに対する裁量	反問の内容がそぐわない場合	○	○
	認められた範囲を超えた場合 (制限のある場合)	○	○
* 発言の制限、催促	明らかに議論でない場合 (不規則発言、感情的発言、口論)	○	○

(8) その他の規定	区分(内容)	第1案	第2案
* 反問権を行使する場合の手順に関する規定	理事者側が反問権を行使する旨の 申出・宣言 →議長・委員長の承認 →発言	○	○
* 反問に対する議員の答弁義務の規定	規定あり	○	